

令和 7 年 9 月 18 日

令和 7 年度栃木県議会
第 408 回通常会議議案 (1)

令和 7 年度栃木県議会 第 4 0 8 回通常会議議案（1）目次

第 1 号議案	令和 7 年度栃木県一般会計補正予算（第 3 号）	5
第 2 号議案	令和 7 年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）	15
第 3 号議案	令和 7 年度栃木県電気事業会計補正予算（第 1 号）	16
第 4 号議案	令和 7 年度栃木県水道事業会計補正予算（第 1 号）	18
第 5 号議案	栃木県県税条例等の一部改正について	20
第 6 号議案	栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	25
第 7 号議案	栃木県土地利用審査会委員の任命同意について	27
第 8 号議案	栃木県公安委員会委員の任命同意について	28
第 9 号議案	市町村が負担する金額について（企業局関係）	29
第10号議案	工事請負契約の締結について（（都）家富町堀込線通跨線橋（仮称）鋼橋上部工建設工事）	30
第11号議案	工事請負契約の締結について（（都）家富町堀込線中橋（仮称）下部工建設工事その 9）	31
第12号議案	工事請負契約の締結について（（都）家富町堀込線中橋（仮称）下部工建設工事その11）	32
第13号議案	工事請負契約の変更について（主要地方道西那須野那須線那珂川橋（仮称）鋼橋上部工建設工事）	33
第14号議案	工事請負契約の変更について（一級河川巴波川地下捷水路到達立坑建設工事）	34

第15号議案	工事請負契約の変更について（3・4・8号片岡西通り函渠建設工事）	35
第16号議案	工事請負契約の変更について（県営若草住宅新1号棟新築工事（その1））	36
第17号議案	栃木県道路公社の定款の変更について	37
第18号議案	栃木県道路公社が行う有料道路事業の変更に関する同意について	38
第19号議案	令和6年度栃木県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	39
第20号議案	令和6年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について	40
第21号議案	令和6年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	41
第22号議案	令和6年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	42
認定第1号	令和6年度栃木県流域下水道事業会計決算の認定について	43
認定第2号	令和6年度栃木県電気事業会計決算の認定について	44
認定第3号	令和6年度栃木県水道事業会計決算の認定について	45
認定第4号	令和6年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について	46
認定第5号	令和6年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について	47
認定第6号	令和6年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について	48
報告第1号	令和6年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の報告について	49
報告第2号	令和6年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の報告について	52
報告第3号	令和6年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書の報告について	55

報告第 4 号	知事の専決処分事項報告について.....	57
---------	----------------------	----

第1号議案

令和7年度栃木県一般会計補正予算（第3号）

令和7年度栃木県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,861,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ932,653,350千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令和7年9月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		97,223,250	917,147	98,140,397
	2 国 庫 補 助 金	46,264,625	917,147	47,181,772
12 繰 入 金		31,262,374	9,171	31,271,545
	2 基 金 繰 入 金	30,896,822	9,171	30,905,993
13 繰 越 金		1,008,723	902,599	1,911,322
	1 繰 越 金	1,008,723	902,599	1,911,322
14 諸 収 入		139,109,298	3,036,483	142,145,781
	3 貸 付 金 元 利 収 入	123,611,441	3,030,400	126,641,841
	6 雑 入	2,654,394	6,083	2,660,477
15 県 債		59,200,000	1,996,000	61,196,000
	1 県 債	59,200,000	1,996,000	61,196,000
歳 入 合 計		925,791,950	6,861,400	932,653,350

歳 出 (単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,571,267	6,593	1,577,860
	1 議 会 費	1,571,267	6,593	1,577,860
2 総 務 費		42,927,120	239,821	43,166,941
	1 総 務 管 理 費	19,276,947	23,529	19,300,476
	2 企 画 費	5,179,229	216,292	5,395,521
3 民 生 費		116,883,467	585,135	117,468,602
	1 社 会 福 祉 費	67,714,583	167,785	67,882,368
	2 児 童 福 祉 費	43,092,238	409,537	43,501,775
	5 県 民 生 活 費	2,630,848	7,813	2,638,661
4 衛 生 費		67,375,866	554,723	67,930,589
	1 公 衆 衛 生 費	37,347,139	152,195	37,499,334
	4 医 薬 費	16,494,928	402,528	16,897,456
5 労 働 費		1,893,981	6,391	1,900,372
	2 職 業 訓 練 費	1,409,240	3,300	1,412,540

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	3 失 業 対 策 費	118,527	3,091	121,618
6 農 林 水 産 業 費		36,572,497	107,387	36,679,884
	1 農 業 費	11,546,255	42,877	11,589,132
	3 農 地 費	10,796,432	14,510	10,810,942
	4 林 業 費	9,913,779	50,000	9,963,779
7 商 工 費		129,382,335	3,207,330	132,589,665
	1 商 工 費	127,976,750	3,196,059	131,172,809
	2 観 光 費	1,405,585	11,271	1,416,856
8 土 木 費		76,832,585	2,000,000	78,832,585
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,725,266	820,000	43,545,266
	3 河 川 費	17,790,813	1,080,000	18,870,813
	4 都 市 計 画 費	9,195,163	100,000	9,295,163
9 警 察 費		47,856,281	19,470	47,875,751
	1 警 察 管 理 費	46,251,024	19,470	46,270,494
10 教 育 費		189,230,158	134,550	189,364,708

	1 教 育 総 務 費	31,229,756	17,133	31,246,889
	4 高 等 学 校 費	37,160,693	20,000	37,180,693
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,773,749	55,651	15,829,400
	7 保 健 体 育 費	5,125,594	41,766	5,167,360
歳 出 合 計		925,791,950	6,861,400	932,653,350

第2表 継続費補正
追加

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	5 特別支援学校費	特別支援学校校舎等整備費	130,410	令和7年度	55,651
				令和8年度	63,465
				令和9年度	11,294

第3表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費(補助)	376,000
		快適で安全な道づくり事業費(補助)	3,958,150
		快適で安全な道づくり事業費(県単)	261,000
	3 河川費	安全な川づくり事業費(補助)	4,300,000
		砂防施設づくり事業費(補助)	211,000
	5 住宅費	県営住宅整備事業費(補助)	413,889
10 教育費	4 高等学校費	高等学校校舎等維持管理費	2,662,603
	5 特別支援学校費	特別支援学校校舎等整備費	396,875
		特別支援学校校舎等維持管理費	475,510

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
情報システム標準化・ガバメントクラウド対応事業費	令和8年度	15,400
次期税務システム運用経費	令和8年度から令和9年度まで	228,833
栃木県道路公社の日光宇都宮道路建設事業 資金借入金に対する債務保証	令和7年度から令和42年度まで	2,800,000及び利子相当額

第5表 地 方 債 補 正

変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 単 治 山 事 業 費	161,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	211,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
公 園 緑 地 整 備 費	284,000	同	上	同	上	359,000	同	上
地方道路等整備事業費	11,426,000	同	上	同	上	12,164,000	同	上
河 川 等 整 備 事 業 費	4,359,000	同	上	同	上	5,431,000	同	上

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
学 校 施 設 整 備 費	4,621,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	4,682,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第 2 号議案

令和 7 年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度栃木県流域下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度栃木県流域下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 流 域 下 水 道 事 業 費 用	9,895,000千円	62,940千円	9,957,940千円
第 1 項 営 業 費 用	9,703,189千円	62,940千円	9,766,129千円
令 和 7 年 9 月 18 日 提 出		栃 木 県 知 事	福 田 富 一

第3号議案

令和7年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度栃木県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度栃木県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 電 気 事 業 費 用	3,042,000千円	△ 17,050千円	3,024,950千円
第3項 事 業 外 費 用	206,697千円	△ 17,050千円	189,647千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額911,000千円」を「不足する額1,098,540千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額143,901千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額160,951千円」に、「過年度分損益勘定留保資金697,099千円」を「過年度分損益勘定留保資金867,589千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			

第1款 資本的支出	1,956,000千円	187,540千円	2,143,540千円
第1項 建設改良費	1,596,123千円	187,540千円	1,783,663千円
令和7年9月18日提出		栃木県知事	福田 富一

第4号議案

令和7年度栃木県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度栃木県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度栃木県水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道用水供給事業収益	2,083,000千円	110千円	2,083,110千円
第2項 営業外収益	90,173千円	110千円	90,283千円
支 出			
第1款 水道用水供給事業費用	1,972,000千円	1,210千円	1,973,210千円
第1項 営業費用	1,961,541千円	1,203千円	1,962,744千円
第2項 営業外費用	8,459千円	7千円	8,466千円

（継続費の補正）

第3条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	折戸調整池P Cタンク内面塗装工事	千円 178,730	令和6年度	千円 12,016	千円 182,996	令和6年度	千円 12,016
				令和7年度	166,714		令和7年度	166,714
				令和8年度			令和8年度	4,266

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
折戸調整池P Cタンク内面塗装撤去工事	令和8年度	297千円

令和7年9月18日提出

栃木県知事 福田 富一

第5号議案

栃木県県税条例等の一部改正について

栃木県県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

栃木県条例第 号

栃木県県税条例等の一部を改正する条例

(栃木県県税条例の一部改正)

第1条 栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（県民税の納税義務者） 第19条 略 2 略 3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合</u>及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項（変更の登記）に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項（確定申告）の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 4・5 略 （税額控除の対象となる寄附金の範囲）	（県民税の納税義務者） 第19条 略 2 略 3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合</u>及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項（変更の登記）に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項（確定申告）の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 4・5 略 （税額控除の対象となる寄附金の範囲）

第21条の2 法第37条の2第1項第3号（寄附金税額控除）に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。

(1)・(2) 略

(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条（公益信託の効力）又は附則第4条第1項（旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行）の規定により知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの

(4)・(5) 略

附 則

（県民税の法人税割の税率の特例）

第21条 平成8年5月1日から令和13年4月30日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第31条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

（狩猟税の税率の特例）

第30条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条（狩猟者登録の申請）に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第161条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定

第21条の2 法第37条の2第1項第3号（寄附金税額控除）に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。

(1)・(2) 略

(3) 公益信託（受益の範囲が県内に限られるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭のうち、所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるもの

(4)・(5) 略

附 則

（県民税の法人税割の税率の特例）

第21条 平成8年5月1日から令和8年4月30日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第31条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

（狩猟税の税率の特例）

第30条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条（狩猟者登録の申請）に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第161条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定

捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第10項（定義等）に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2 略	捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項（定義等）に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2 略
--	---

（栃木県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 栃木県県税条例の一部を改正する条例（平成19年栃木県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （信託法の制定に伴う県民税及び事業税に関する経過措置） 第5条 新条例第19条、第35条、第54条から第56条まで、第58条及び第60条並びに附則第21条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限る、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この条において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。	附 則 （信託法の制定に伴う県民税及び事業税に関する経過措置） 第5条 新条例第19条、第35条、第54条から第56条まで、第58条及び第60条並びに附則第21条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限る、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この条において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託_____を除く。）については、なお従前の例による。

（栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

附 則

第3条 略

- 2 8年新条例第54条第1項第1号イ（8年新条例附則第23条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもの又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（8年新条例第54条第1項第1号イ（8年新条例附則第23条の3の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）のうち同号イ(ア)又は(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新条例第58条の規定により申告納付すべき事業税額（以下「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に8年新条例第58条の規定により申告納付すべき事業税額（以下「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新条例第58条の規定により申告納付すべき事業税額（以下「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中栃木県県税条例第19条の改正規定及び第2条の規定 令和8年4月1日
 - (2) 第1条中栃木県県税条例第21条の2の改正規定及び次項の規定 令和9年1月1日

附 則

第3条 略

- 2 8年新条例第54条第1項第1号イ（8年新条例附則第23条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもの

のうち同号イ(ア)又は(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新条例第58条の規定により申告納付すべき事業税額（以下「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に8年新条例第58条の規定により申告納付すべき事業税額（以下「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新条例第58条の規定により申告納付すべき事業税額（以下「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第1条の規定による改正後の栃木県県税条例第21条の2（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第3号中「もの」とあるのは「もの（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、同項の特定公益信託（受益の範囲が県内に限られるものに限る。）の信託財産とするために支出したものを含む。）」とする。

第6号議案

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年栃木県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第17条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他管理者の権限を行う知事が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年を超えない期間遡った日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者の権限を行う知事が指定する者で、負傷、疾病、老齢等により管理者の権限を行う知事が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、管理者の権限を行う知事が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の	（給与の減額） 第17条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他管理者の権限を行う知事が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年を超えない期間遡った日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者の権限を行う知事が指定する者で、負傷、疾病、老齢等により管理者の権限を行う知事が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、管理者の権限を行う知事が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の

継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第7号議案

栃木県土地利用審査会委員の任命同意について

栃木県土地利用審査会委員として、次の者の任命について、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

阪 上 京 子

福 田 泰 久

守 山 拓 弥

石 井 信 行

興 野 礼 子

森 本 章 倫

横 田 美 和 子

第8号議案

栃木県公安委員会委員の任命同意について

栃木県公安委員会委員として、次の者の任命について、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

紀 恵 理 子

第9号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定により、県が行う建設事業に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和7年9月18日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
足利市あしかが久保田地区用地造成事業	足利市	円 5,554,000,000	円 1,492,200,000

第10号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和7年9月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 足利市通二丁目
- 2 工事名 (都)家富町堀込線通跨線橋(仮称)鋼橋上部工建設工事
- 3 契約者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 5 契約金額 1,188,000,000円
- 6 契約の相手方 宇都宮市元今泉6丁目5番2号

巴・東網特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社巴コーポレーション宇都宮支店 支店長 大塚 靖之

第 11 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和 7 年 9 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

- 1 工 事 施 工 箇 所 足利市通二丁目
- 2 工 事 名 （都）家富町堀込線中橋（仮称）下部工建設工事その 9
- 3 契 約 者 栃 木 県 知 事 福 田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 559,350,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 足利市久保田町564番地 1

岩澤・楯特定建設工事共同企業体

代表者 岩澤建設株式会社 代表取締役社長 岩 澤 賢 典

第12号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和7年9月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 足利市通二丁目
- 2 工事名 (都)家富町堀込線中橋(仮称)下部工建設工事その11
- 3 契約者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 5 契約金額 676,500,000円
- 6 契約の相手方 足利市東砂原後町1054番地1

大協・久保田組特定建設工事共同企業体

代表者 大協建設株式会社 代表取締役 高橋 孝明

第 13 号議案

工事請負契約の変更について

令和 4 年度栃木県議会第 390 回通常会議において、第 17 号議案として議決を経た工事請負契約（主要地方道西那須野那須線那珂川橋（仮称）鋼橋上部工建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を 1,969,781,000 円とする。

第14号議案

工事請負契約の変更について

令和6年度栃木県議会第403回通常会議において、第15号議案として議決を経た工事請負契約（一級河川巴波川地下捷水路到達立坑建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和7年9月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を698,236,000円とする。

第15号議案

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第390回通常会議において、第18号議案として議決を経た工事請負契約（3・4・8号片岡西通り函渠建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和7年9月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を1,058,475,000円とする。

第16号議案

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第397回通常会議において、第14号議案として議決を経た工事請負契約（県営若草住宅新1号棟新築工事（その1））の一部について、次のとおり変更する。

令和7年9月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を1,558,766,000円とする。

第17号議案

栃木県道路公社の定款の変更について

栃木県道路公社の定款の変更について、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
（道路の整備に関する基本計画） 第19条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。		（道路の整備に関する基本計画） 第19条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。	
路線	管理の区間	路線	管理の区間
（一般国道）119号 及び120号	栃木県宇都宮市徳治郎町から日光市清滝桜ヶ丘町まで	<u>（一般国道）121号</u> （一般国道）119号 及び120号	<u>栃木県鹿沼市深津字下台原から宇都宮市西川田町字西田まで</u> 栃木県宇都宮市徳治郎町から日光市清滝桜ヶ丘町まで

第18号議案

栃木県道路公社が行う有料道路事業の変更に関する同意について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定により、栃木県道路公社から、別冊のとおり有料道路事業を変更することについて同意を求められたので、これに同意するものとし、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第 19 号議案

令和 6 年度栃木県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度栃木県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

令和 6 年度栃木県流域下水道事業会計未処分利益剰余金 1,190,758,135 円を利益積立金に積み立てるものとする。

（令和 6 年度栃木県流域下水道事業会計決算書は別冊）

第 2 0 号議案

令和 6 年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

令和 6 年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金 737,652,007 円のうち 287,000,000 円を減債積立金に、267,751,562 円を建設改良積立金に、154,215,000 円を地域振興積立金に積み立て、28,685,445 円を資本金に組み入れるものとする。

（令和 6 年度栃木県電気事業会計決算書は別冊）

第 2 1 号議案

令和 6 年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

令和 6 年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金431, 679, 064円のうち230, 836, 193円を建設改良積立金に積み立て、200, 842, 871円を資本金に組み入れるものとする。

（令和 6 年度栃木県水道事業会計決算書は別冊）

第 2 2 号議案

令和 6 年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

令和 6 年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金103,840,667円を資本金に組み入れるものとする。

（令和 6 年度栃木県工業用水道事業会計決算書は別冊）

認定第 1 号

令和 6 年度栃木県流域下水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度栃木県流域下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和 7 年 9 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和 6 年度栃木県流域下水道事業会計決算書及び令和 6 年度栃木県流域下水道事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第2号

令和6年度栃木県電気事業会計決算の認定について

令和6年度栃木県電気事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和7年9月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和6年度栃木県電気事業会計決算書及び令和6年度栃木県電気事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第3号

令和6年度栃木県水道事業会計決算の認定について

令和6年度栃木県水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和7年9月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和6年度栃木県水道事業会計決算書及び令和6年度栃木県水道事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第4号

令和6年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について

令和6年度栃木県工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和7年9月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和6年度栃木県工業用水道事業会計決算書及び令和6年度栃木県工業用水道事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第5号

令和6年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について

令和6年度栃木県用地造成事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和7年9月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和6年度栃木県用地造成事業会計決算書及び令和6年度栃木県用地造成事業会計決算審査意見書は別冊)

認定第 6 号

令和 6 年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について

令和 6 年度栃木県施設管理事業会計決算について、監査委員の意見を付して認定を求める。

令和 7 年 9 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

(令和 6 年度栃木県施設管理事業会計決算書及び令和 6 年度栃木県施設管理事業会計決算審査意見書は別冊)

報告第1号

令和6年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の報告について

令和6年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年9月18日

栃木県知事 福田 富 一

企経第85号

令和7年5月30日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和6年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の提出について

令和6年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

令和6年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画						実 績						比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳					支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳					年 割 額 と 支 払 義務発生 額の 差	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債 補 助 金	国 庫 負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金	企 業 債 補 助 金		国 庫 負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金	企 業 債 補 助 金	国 庫 負 担 金		建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	風 見 発 電 所 全面改修 工 事	30	円 28, 127,000	円 28, 000,000	円	円	円 127,000	円	円	円	円	円	円	円 28, 127,000	円 28, 000,000	円	円	円	円 127,000	
			元	57, 376,000	57, 000,000			376,000						57, 376,000	57, 000,000				376,000		
			2	282, 425,000	282, 000,000			425,000	55, 979,000	55, 000,000				979,000	226, 446,000	227, 000,000			△ 554,000		
			3	1,887, 556,000	1,887, 000,000			556,000	270, 486,150	270, 000,000				486,150	1,617, 069,850	1,617, 000,000			69,850		
			4	1,922, 910,000	1,922, 000,000			910,000	721, 587,250	721, 000,000				587,250	1,201, 322,750	1,201, 000,000			322,750		
			5	633, 600,000	633, 000,000			600,000	1,502, 401,540	1,502, 000,000				401,540	△868, 801,540	△869, 000,000			198,460		
			6						1,575, 615,000	1,335, 000,000				240, 615,000	△1,575, 615,000	△1,335, 000,000			△240, 615,000		
			計	4,811, 994,000	4,809, 000,000			2, 994,000	4,126, 068,940	3,883, 000,000				243, 068,940	685, 925,060	926, 000,000			△240, 074,940		

款	項	事業名	年度	全 体 計 画						実 績						比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳					支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳					年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 庫 補 助 金	負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金		企 業 債	国 庫 補 助 金	負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金		企 業 債	国 庫 補 助 金	負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金
		佐貫ダム 逆木放流 工ゲート 操作盤等 更新工事	4	円 13, 926,000	円	円	円 7, 421,000	円	円 6, 505,000	円	円	円	円	円	円	円 13, 926,000	円	円	円 7, 421,000	円	円 6, 505,000
			5	円 16, 995,000			円 9, 057,000		円 7, 938,000							円 16, 995,000			円 9, 057,000		円 7, 938,000
			6						円 30, 712,000				円 16, 369,496		円 14, 342,504	円 △30, 712,000			円 △16, 369,496		円 △14, 342,504
			計	円 30, 921,000			円 16, 478,000		円 14, 443,000	円 30, 712,000			円 16, 369,496		円 14, 342,504	円 209,000			円 108,504		円 100,496

報告第2号

令和6年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の報告について

令和6年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年9月18日

栃木県知事 福田 富 一

企経第86号

令和7年5月30日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和6年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和6年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

令和6年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画						実 績						比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳					支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳					年 割 額 と 支 払 義務発生 額の 差	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債 補 助 金	国 庫 負 担 金 補 助 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金	企 業 債 補 助 金		国 庫 負 担 金 補 助 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金	企 業 債 補 助 金	国 庫 負 担 金 補 助 金		建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	No. 2 排水処理 池汚泥播 寄機駆動 装 置 等 更新工事	5	9, 589,000					9, 589,000						9, 589,000						9, 589,000
			6	18, 583,000					18, 583,000	26, 703,754					26, 703,754	△8, 120,754					△8, 120,754
			計	28, 172,000					28, 172,000	26, 703,754					26, 703,754	1, 468,246					1, 468,246
		上水1系 薬品沈殿 池フロキ ュレータ 更新工事	5	19, 867,000					19, 867,000							19, 867,000					19, 867,000
			6	29, 802,000					29, 802,000	42, 019,648					42, 019,648	△12, 217,648					△12, 217,648
			計	49, 669,000					49, 669,000	42, 019,648					42, 019,648	7, 649,352					7, 649,352
		浄 水 場 直 流 電 源 装 置 更新工事	5	18, 733,000					18, 733,000							18, 733,000					18, 733,000
			6	18, 733,000					18, 733,000	30, 723,363					30, 723,363	△11, 990,363					△11, 990,363
			計	37, 466,000					37, 466,000	30, 723,363					30, 723,363	6, 742,637					6, 742,637

款	項	事業名	年度	全 体 計 画						実 績						比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳					支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳					年 割 額 と 支 払 義務発生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 庫 補 助 金	負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金		企 業 債	国 庫 補 助 金	負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金		企 業 債	国 庫 補 助 金	負 担 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金
		取水場 電動弁 更新工事	5	円 9, 106,000	円	円	円	円	円 9, 106,000	円	円	円	円	円	円	円 9, 106,000	円	円	円	円	円 9, 106,000
			6	13, 657,000					13, 657,000	15, 311,847					15, 311,847	△1, 654,847					△1, 654,847
			計	22, 763,000					22, 763,000	15, 311,847					15, 311,847	7, 451,153					7, 451,153

報告第3号

令和6年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書の報告について

令和6年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年9月18日

栃木県知事 福田 富 一

企経第87号

令和7年5月30日

栃木県知事 福田 富 一 様

栃木県知事 福田 富 一

令和6年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和6年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書を地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

令和6年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画						実 績						比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳					支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳					年 割 額 と 支 払 義務発生 額の 差	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債 補 助 金	国 庫 負 担 金 補 助 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金	企 業 債 補 助 金		国 庫 負 担 金 補 助 金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金	企 業 債 補 助 金	国 庫 負 担 金 補 助 金		建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	No. 2 排 水处理池 汚泥掻寄 機 駆 動 装 置 等 更新工事	5	円 13, 241,000	円	円	円	円	円 13, 241,000	円	円	円	円	円	円 13, 241,000	円	円	円	円	円 13, 241,000	
			6	25, 662,000					25, 662,000	36, 919,718					36, 919,718	△11, 257,718					△11, 257,718
			計	38, 903,000					38, 903,000	36, 919,718					36, 919,718	1, 983,282					1, 983,282
		浄 水 場 直 流 電 源 装 置 更新工事	5	4, 112,000					4, 112,000							4, 112,000					4, 112,000
			6	4, 113,000					4, 113,000	6, 745,156					6, 745,156	△2, 632,156					△2, 632,156
			計	8, 225,000					8, 225,000	6, 745,156					6, 745,156	1, 479,844					1, 479,844
		取 水 場 電 動 弁 更新工事	5	16, 048,000					16, 048,000							16, 048,000					16, 048,000
			6	24, 072,000					24, 072,000	26, 977,058					26, 977,058	△2, 905,058					△2, 905,058
			計	40, 120,000					40, 120,000	26, 977,058					26, 977,058	13, 142,942					13, 142,942

報告第4号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月18日

栃木県知事 福田 富一

- | | | |
|----|----------|-------------------|
| 1 | 専決処分第9号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 2 | 専決処分第10号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 3 | 専決処分第11号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 4 | 専決処分第12号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 5 | 専決処分第13号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 6 | 専決処分第14号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 7 | 専決処分第15号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 8 | 専決処分第16号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 9 | 専決処分第17号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 10 | 専決処分第18号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 11 | 専決処分第19号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |

12	専決処分第20号	損害賠償の額の決定及び和解について
13	専決処分第21号	損害賠償の額の決定及び和解について
14	専決処分第22号	損害賠償の額の決定及び和解について
15	専決処分第23号	損害賠償の額の決定及び和解について
16	専決処分第24号	損害賠償の額の決定及び和解について
17	専決処分第25号	損害賠償の額の決定及び和解について
18	専決処分第26号	損害賠償の額の決定及び和解について
19	専決処分第27号	損害賠償の額の決定及び和解について
20	専決処分第28号	損害賠償の額の決定及び和解について
21	専決処分第29号	損害賠償の額の決定及び和解について
22	専決処分第30号	工事請負契約の変更について
23	専決処分第31号	損害賠償の額の決定及び和解について
24	専決処分第32号	損害賠償の額の決定及び和解について
25	専決処分第33号	損害賠償の額の決定及び和解について
26	専決処分第34号	損害賠償の額の決定及び和解について
27	専決処分第35号	損害賠償の額の決定及び和解について

28	専決処分第36号	損害賠償の額の決定及び和解について
29	専決処分第37号	損害賠償の額の決定及び和解について
30	専決処分第38号	損害賠償の額の決定及び和解について
31	専決処分第39号	損害賠償の額の決定及び和解について
32	専決処分第40号	損害賠償の額の決定及び和解について

専決処分第 3 0 号

工事請負契約の変更について

令和 5 年度栃木県議会第 397 回通常会議において、第 15 号議案として議決を経た工事請負契約（県営若草住宅新 1 号棟新築工事（その 2））の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を 788, 238, 000 円とする。

令和 7 年 8 月 5 日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一